

さぬき市指定可燃ごみ用袋の外装袋に係る広告掲載業務仕様書

- 1 業務名 さぬき市指定可燃ごみ用袋の外装袋に係る広告掲載業務
- 2 履行場所 さぬき市指定場所
- 3 履行期間 契約日から令和8年12月31日まで
- 4 業務内容 本業務は、指定ごみ袋の外装袋に掲載する広告（データ等）を期日までに市に提出（納品）し、広告料（広告枠の料金）を市に納付するもの。
詳細は次のとおり。

(1) 広告掲載対象

令和7年5月頃から製造し、令和7年10月頃から令和8年12月頃まで（予定）販売店に出荷される「さぬき市指定可燃ごみ用袋の外装袋」全3種類

(2) 広告媒体の概要について

名称	さぬき市家指定可燃ごみ用袋の外装袋 全3種類
規格	次のとおり
発行部数	次のとおり
配布予定期間	令和7年10月頃～令和8年12月末頃（販売終了まで）
配布対象者	さぬき市在住でごみを出す世帯
配布（販売）場所	指定ごみ袋販売店（スーパー・コンビニ等）
発行担当課	さぬき市市民部生活環境課

※ 配布時期はおおよその目安であり、製造した指定収集袋の在庫状況によって前後することがある。

(3) 広告の規格等について

種類		広告掲載枠 (縦mm×横mm)	枠数	色数	掲載位置
さぬき市指定 可燃ごみ用袋 の外装袋	外装袋（大）	80mm×180mm	1枠	1色 （黒）	袋の下部 （別紙 参照）
	外装袋（中）	70mm×170mm			
	外装袋（小）	85mm×135mm			

※ 外袋の表面で片面のみとする。

※ 広告掲載枠は概ねの長さのため、デザイン等により変更する場合があります。

(4) 広告の発行予定数量（組数）について

種類		指定収集袋外装袋の年間製造 (販売)組数 ※1組は指定収集袋を10枚まとめたもの
さぬき市指定 可燃ごみ用袋 の外装袋	外装袋（大）	108,000組
	外装袋（中）	84,000組
	外装袋（小）	15,000組
合計		207,000組

※ 今回の製造枚数は令和7年度の発注見込みの総数であり、実際の発注量はその時の在庫状況等により増減することがある。

※ 1組は指定収集袋を10枚まとめたものです。

(5) 広告掲載内容等について

ア 広告の選定

さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱に規定する広告、さぬき市指定ごみ袋の販売委託店舗（※）に係る広告は選定しない。

※販売委託先一覧は、さぬき市ホームページ参照

また、広告の範囲については、さぬき市指定可燃ごみ用袋の外装袋に係る広告掲載事業者募集要項を確認してください。

イ 広告原稿について

① あらかじめ市と協議の上、令和7年3月上旬までに原稿素案を入稿し、さぬき市の審査を受けること。なお、審査の結果、広告内容の修正や変更が必要となる場合がある。（デザイン自体の補正等は市では行いません。）

なお、市の指定する日までに事業者が本市に広告原稿を提出できないときは、当該広告欄は本市で使用する。この場合でも、事業者は契約に基づく広告掲出料を納付しなければならない。

② 素案の承認後、令和7年3月下旬までに完全版下原稿をさぬき市生活環境課に納品すること。（出力見本1部）

③ データ形式は、原則イラストレーター形式（文字はアウトライン化したもの）及びPDFファイルで提出すること。なお、適当な印刷に対応できる画像解像度とすること。また、出荷品の印刷精度は現在の流通品と同程度とする。

④ 令和7年9月下旬（予定）に広告入り指定収集袋の初入荷を予定。流通開始は、同年10月頃を見込んでいる。

5 広告料の支払い

製造完了に当たっては、本市より広告事業者にサンプル品を提出する。これに基づき、本市が発行する納入通知書により広告料を支払うこと。

6 その他

(1) さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱を遵守してください。

(2) 広告内に広告である旨を明記してください。

(3) 広告料には広告代理店手数料は含まれません。（本市から広告代理店に手数料を払うことはありません。）また、広告料には制作費（版下・デザイン）は含まれません。

(4) 広告には、販売期間などの時期等が制限される文言は入れないでください。

(5) 広告欄上部に次の文章が入りますので、ご了承ください。

「私たちは、ごみの減量・資源化を進めるさぬき市を応援します！」

(6) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、本市との協議により決定することとします。